



老総発 0420 第 1 号
 老高発 0420 第 1 号
 老振発 0420 第 1 号
 老老発 0420 第 1 号
 平成 24 年 4 月 20 日

各 都道府県
 指定都市 介護保険担当主管部（局）長 殿
 中核市

厚生労働省老健局総務課長



高齢者支援課長



振興課長



老人保健課長



介護保険施設等における防災対策の強化について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者約 16000 人、行方不明者約 3000 人に及ぶなど被害が甚大で、被災地域が広範囲に及び極めて大規模なものであるとともに地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものとなった。介護保険施設等も甚大な被害を受け、全壊・半壊した施設が 52 カ所、入所者・職員等の死亡者、行方不明者、けがをした者も多数となっている。

介護保険施設や介護サービス事業所等（以下「事業所」という。）は、自力避難困難な方々も多く利用していることから、今後の各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要がある。

については、「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」（昭和 48

年 4 月 13 日社施第 59 号)、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和 55 年 1 月 16 日社施第 5 号)等の各通知をもとに社会福祉施設の防災対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところであるが、さらに次の事項について今一度点検、確認等を行うとともに、その結果明らかとなった問題点については、速やかに改善措置を講ずるよう貴管下の事業所を指導願いたい。

記

1. 情報の把握

事業所の職員は、災害発生直後にテレビ、ラジオ等の報道による津波情報、気象情報等に関する情報の収集につとめること。また、事業所の管理者は、消防機関その他の防災機関との連携を密にし、災害に関連する情報が事業所に確実に伝わるよう連携体制を確立すること。さらに事業所内の職員にも速やかに情報を伝達し、避難体制を整えること。

2. 指揮組織の確立

災害時に備え事業所は、地震防災応急対策等を迅速かつ的確に実施するための指揮機能を有する組織を事業所内に設置し、組織の構成、任務分担を定めておくこと。なお、指揮命令を行う要員が不時の欠員になることも想定されることから、代替要員や夜間における対応、電話等通信機能が不能になった場合の対応等についても各事業所であらかじめ定めておくこと。

3. 防災管理体制の整備

事業所の管理者は、事業所の実態に即した防災管理体制の整備を図るとともに、全職員の責任分担を明確にし、非常事態発生の際には迅速かつ円滑に機能するよう確認を行うこと。

4. 職員等の防災意識の高揚

災害発生時の被害を未然に防止するため又は最小限に止めるためには、事業所の管理者、職員、利用者等が日頃から防災意識を強く持つことが肝要である。事業所の管理者は、職員、利用者等に対し、防災意識の啓発・育成を行い、くれぐれも人為的な被害が発生しないよう努めること。

5. 消防用設備及び避難設備等の点検

不測の事態に対処するためには、消火設備、警報設備、避難設備、非常通報装置等の整備をしておくことは不可欠であるので、これらの設備等が常時機能するよう点検を行い、適切に管理すること。また、非常口、避難器具等の付近に障害物を置かない、施設内の落下防止策、転倒防止策の強化などきめ細かな防災対策に心がけること。さらに、非常用発電機やラジオなど電源供給が寸断された場合にも機能する設備の導入についても検討すること。

介護保険施設や居住系事業所においては、利用者・職員等のための水・食料等の備蓄をしておくこと。

6. 有効な避難訓練の実施

- (1) 事業所の管理者は、職員及び利用者等に対して避難場所、避難経路など災害時における対応方法を周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を計画的に実施すること。
- (2) なお、夜間の災害では一層の混乱が予測されることから、夜間における訓練も併せて実施すること。
- (3) さらに海岸、湖岸、河川の近く等の津波による被害が予想される事業所においては、津波警報が発令された場合の避難場所、避難経路をあらかじめ確認し、職員等に周知する。また、避難を速やかに行うため地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、こうした連携先との合同避難訓練を実施すること。
- (4) 地震等非常事態発生時には、防災無線、テレビ、ラジオ等の報道機関からの津波発生状況の情報把握を行いながら、最適な避難場所への誘導を行うこと。

7. 消防機関等関係諸機関との協力体制の確立

事業所の管理者は、消防機関はもとより、地域の消防組織等との連携を密にし、施設の内部構造及び利用者の状況を十分認識してもらうとともに、避難・消火等が円滑に実施できるよう協力体制の確立に努めること。

8. 危険物の管理

防火管理責任者は、暖房器具類の管理はもとより、プロパンガス、重油等の危険物の保管状況について、常時、十分な点検と確認を行うこと。

9. 事業所間の災害支援協定の締結

東日本大震災では、多くの関係者間において、被災施設から他施設への避難、被災施設への他施設からの介護職員等の派遣などの支援が行われたところであり、中でも事業所同士の支援は、即応性があるとともに被災施設にとっても非常に役に立ったとの声も多かった。

については、あらかじめ、都道府県内の施設や近隣都道府県の施設との間で、災害時における被災施設入所者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を結んでおくことも検討されたい。

また、事業者団体における支援体制の構築にも努められたい。

10. 地域との連携

災害時には地域社会との連携が重要である。日頃より地域との関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受け入れや地域の要援護者の避難の受け入れなど双方向の連携を行うことも検討されたい。

入所者のうち自力避難困難な方については、避難の容易な場所に可能な限り部屋替えを行うこと。

事 務 連 絡
平成 24 年 4 月 20 日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局）御中
指定都市
中核市

厚生労働省老健局総 務 課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

大規模災害時における被災施設から他施設への避難、職員派遣、
在宅介護者に対する安全確保対策等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者約 16000 人、行方不明者約 3000 人に及ぶなど被害が甚大で、被災地域が広範囲に及び極めて大規模なものであるとともに地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものとなった。介護保険施設等も甚大な被害を受け、全壊・半壊した施設が 52 カ所、入所者・職員等の死亡者、行方不明者、けがをした者も多数となっている。

これを受け、厚生労働省老健局では、老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）を民間の研究団体に助成し、大規模災害時における被災施設から他施設への避難、介護職員等の応援派遣、在宅要介護者の安全確保策等について、研究を行った。

このたび、この研究成果がまとまったので、配布する。

また、この研究内容を基に、別紙のとおり、大規模災害時における①被災施設から他施設への避難、②介護職員等の応援派遣、③在宅要介護者の安全確保策のそれぞれについて、対策の骨子を整理した。

各自治体においては、これらを参考に、地域の実情に応じて工夫を加えるとともに、事業者団体とも協議の上、大規模災害時における対策を講じられたい。都道府県においては、管下市町村にも情報提供願いたい。

なお、詳細な報告書については、下記ホームページを参照されたい。

（平成 24 年 4 月下旬掲載予定）

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/elderly-health/2011support.html>

被災施設から他施設への避難

1. 利用者の安全を確保するための避難施設等の確保

今回の東日本大震災のような大規模災害で施設や設備が大きく被災し、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設での生活が継続できないような場合には、学校の体育館等への緊急避難では、介護に必要な設備等もないため、生活を継続することが困難な状況も見られた。

こうしたことから、介護施設等においては、施設が被災した場合、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させる必要がある。

2. 避難施設確保の準備

(1) 他施設との協定締結

介護施設等は、避難の必要が生じた場合に迅速かつ安全に利用者の避難が行えるよう、あらかじめ都道府県内や近隣の都道府県の同種又は類似の施設と相互の避難と受入れに関する災害協定を結んでおく。

(2) 都道府県への登録

介護施設等は、災害協定を締結した場合には、その内容を都道府県に登録する。

3. 災害発生時の対応

(1) 被災施設は、災害協定に従い、受入施設に受入れの要請を行う。受入れが行われた場合には、都道府県に報告する。

(2) 都道府県は、施設相互の災害協定で対応できないと判断した場合には、管下の関係団体や旅館、ホテル等に協力を要請するとともに、他都道府県とも広域的な調整を行う。

なお、東日本大震災のように都道府県域を越える大規模災害が発生した場合には、国においても広域的調整を行う。

4. 避難に当たっての留意点

(1) 受入先の施設の種別は、被災施設と同一の施設種別であることが望ましいが、地理的な事情（避難に時間がかかるため利用者に多大な負担がかかる等）がある場合には、種別が異なっても近隣の施設への避難も検討する。

(2) 利用者を避難させる際には、利用者の健康状態に特に留意し、必要に応じて医療の確保等を行う。

5. 被災施設の利用者を受入れる際の留意点

利用者を受入れる施設においては、既存スペースの活用を図るとともに災害時には、定員を超過しても差し支えない。

介護職員等の応援派遣

災害が大規模であり、復旧まで長期化が予測される状況では、定員を超えて被災施設の利用者を受入れている状態や職員の多くが被災又は疲労している状態が続き、必要な職員数が確保できない事態となることが予想される。

こうした状況に備え、災害時における都道府県域を越える介護職員等の応援派遣の体制（災害派遣介護チーム）について整備する。

1. 支援職員の派遣・受入体制の事前準備

(1) 介護施設等や介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等

ア 災害時の派遣要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ派遣可能な要員の職種別の人員数を連絡調整担当者とともに、都道府県に登録する。

イ 派遣要請から出動準備が整うまでを想定した訓練を実施する。

(2) 都道府県

ア 職員の派遣・受入れが円滑に行えるよう、組織内の指揮命令系統を明確にする。

イ 支援職員の確保、支援活動に必要な物資の確保などにあたり、関係団体の協力が得られるよう、関係団体と災害時の協力協定等を締結する。

ウ 管内の施設等の被災状況、職員の不足など様々な情報を把握するため、管内市区町村及び関係団体の協力を得て、情報伝達の体制を整備する。

2. 大規模災害発生時の対応

(1) 被災都道府県の対応

ア 調整窓口の開設

被災都道府県は、介護施設等への災害派遣介護チームの調整窓口を開設し、市区町村、管下の介護施設等及び関係団体に調整窓口を開設したことを連絡する。

イ 派遣要請

被災都道府県は、被災状況を勘案し、介護施設等や介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等に対し介護職員等の派遣が必要だと判断した場合は、隣接の都道府県に対し、災害派遣介護チームの派遣を要請する。

要請にあたっては、派遣先となる施設ごとに、当面1ヶ月間の派遣希望人数、派遣希望職種とともに、派遣に関する留意事項を整理し、隣接都道府県に連絡する。

(2) 被災都道府県に隣接する都道府県の対応

ア 調整窓口の開設

隣接する都道府県は、介護施設等への災害派遣介護チームの調整窓口を開設し、市区町村、管下の介護施設等及び関係団体に調整窓口を開設したことを連絡する。

イ 派遣準備

隣接する都道府県は、被災都道府県からの派遣要請を受けて、あらかじめ準備していた派遣可能人員数登録簿を基に、人員数を登録した介護施設等を確認した上で、当面 1 ヶ月間の派遣可能人数、派遣可能職種を取りまとめ、被災都道府県の調整窓口との間で、派遣元と派遣先の施設・事業所を調整する。

ウ コーディネーターの派遣

派遣開始から 1 ヶ月間は、混乱している状況であり、現地での支援体制を構築する必要があることから、現地の市区町村や派遣要請を行った施設と派遣職員との間の調整役となるコーディネーターと一緒に派遣することを検討する。

3. その他

- (1) 関係団体が調整役となり、都道府県を経由せずに、施設間の派遣調整を行う場合には、都道府県が行う派遣調整との重複を避けるため、情報提供を行うよう、都道府県から関係団体に周知する。
- (2) 東日本大震災のように隣接する都道府県間の調整では対応できない大規模災害が発生した場合には、国においても広域的調整を行う。

在宅要介護者等の安全確保策

1. 在宅要介護者等の避難体制の整備

(1) 事前準備

市区町村は、大規模災害を想定して、あらかじめ在宅の要介護高齢者等への対応の体制整備に努めること。

ア 在宅の要介護高齢者の安否確認、避難誘導等の体制の確保

地域には、要介護状態のため自力避難困難な高齢者も多く、これらの要介護高齢者を速やかに安全な避難所へ避難誘導する必要がある。

市区町村長は、あらかじめ区域（例えば中学校区）を定め、災害発生時に、要介護者の安否確認、避難誘導、市区町村への状況報告を行う事業者を指定する。

この事業者としては、地区を担当する地域包括支援センターや当該要介護者を担当している居宅介護支援事業所、当該要介護者にサービスを提供している事業者が考えられる。

また、指定された事業者（在宅要介護者安否確認事業者）が、その区域で安否確認等を担当することとなる要介護者の居宅地等の情報を有しない場合には、個人情報の取扱方法に則り、当該事業者に情報を提供する。

イ 福祉避難所の指定

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって一般の避難所での生活が困難と考えられる者については、福祉避難所の対象者として支援することとなっている。

市区町村は、区域内の介護施設等、通所介護事業所等にあらかじめ福祉避難所としての役割を担うよう、協力要請を行う。

東日本大震災においても福祉避難所を設置し、災害時要支援者の支援を行ったところである。については、都道府県、市区町村はあらかじめ福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定しあらかじめ指定しておくこととする。

(詳しくは、以下の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参照)

<http://www.jrc.or.jp/saigai/shiryo/index.html>

(2) 災害発生時の対応

在宅要介護者安否確認事業者は、担当する区域内の在宅要介護者宅を訪問し、逃げ遅れている者がいないか等の安否確認、適切な避難場所への避難誘導を行う。

2. 避難所における要介護高齢者への支援

(1) 市区町村は、災害が発生し、避難所が設置される事態に至ったときは、避難所に避難している要介護高齢者の状況を把握し、以下の措置を講じる。

- ア 入院等医療を提供する必要がある場合は病院等への搬送
- イ 一般の避難所では、生活を継続していくことが困難と思われる場合は、本人・家族等への説明を行い福祉避難所への誘導
- ウ 在宅介護サービスが必要な要介護高齢者が避難所で避難生活を続ける場合には、避難所を居宅と見なして介護事業者による継続的な介護サービスを提供
- エ 重度の要介護状態で福祉避難所等での対応が困難な場合は、短期入所サービスの利用や介護保険施設への入所の斡旋
- オ 今まで受けていた介護サービス事業者による継続的な介護サービスが難しい場合には、他の事業者によるサービスが継続できるよう斡旋する。
- カ 避難所生活の長期化や生活環境の変化により生活機能の低下等が防止できるような生活不活発病対策の実施

- (2) 市区町村は、避難所の要介護高齢者の状況を把握する際、介護支援専門員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の介護専門職に加え、医療、保健分野等の専門職種と連携して行うことが有効である。
- (3) 市区町村は、避難所の要介護高齢者の状況を把握するに際し、各種業務団体の協力を仰ぐ場合には、複数の団体が同一の避難所の状況把握を重複して行うようなことのないよう、情報の一元管理と共有ができる環境を整えることが必要である。